



新潟県公報

平成22年
10月15日(金)
第2215号

目 次

規 則	
○新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正	763
告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	764
○保安林の指定施業要件の変更	764
○森林法第189条の規定に基づく告示	765
○同	765
○同	765
○同	766
○同	766
○同	768
○同	770
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	770
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	771
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	771
○道路の区域の変更	771
○道路の供用開始	772
公 告	
○土地改良区役員の退就任	773
○基本測量の実施	773
○開発行為の工事完了	774
調達等公告	
○入札公告	774
正 誤	
○第2205号中	775

規 則

新潟県規則第四十四号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十月十五日

新潟県知事 福田 富一

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年新潟県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

- 五 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十二条に規定する資金 十二年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(茶 葉 振 興 法)

告 示

栃木県告示第528号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消したので告示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社ハヤワ	足利市田中町906番地13	平成22年7月1日

(税 務 課)

栃木県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更したので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
塩谷郡高根沢町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び高根沢町役場に備えて縦覧に供する。）

II

- 1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
塩谷郡高根沢町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び高根沢町役場に備えて縦覧に供する。）

栃木県告示第530号

平成22年2月12日付け農林水産省告示第318号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明のため通知ができなかったほか、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
大貫芳弥	鹿沼市草久227	鹿沼市役所
東洋貿易（株）	東京都新宿区弁天町177	同
大貫国三	埼玉県春日部市南2-6-5	同

栃木県告示第531号

平成22年2月23日付け農林水産省告示第369号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明のため通知ができなかったほか、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
太田吉兵衛	鹿沼市上大久保61-2	鹿沼市役所
菅野谷明	神奈川県横浜市緑区霧が丘3-1-19-201	同
上沢角之助	鹿沼市草久1043	同

栃木県告示第532号

平成22年3月2日付け農林水産省告示第391号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明のため通知ができなかったほか、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
古河潤吉	東京市日本橋区瀬戸物町7	日光市役所
黒子弥助	上都賀郡日光町大字細尾439	同
小平保	日光市細尾町266	同

伊藤孝広	宇都宮市六道町10-1	日光市役所
吉原初男	那須郡西那須野町下永田6-1262-1-301	同
皆川正八郎	今市市瀬川1282-1	同
伊藤敏次郎	上都賀郡日光町大字日光2478	同
大貫國三久	同 西大芦村大字草久1811-1	同
小平伊勢吉	同 日光町大字細尾30	同
今井博	日光市清滝町336	同
小平梅三郎	上都賀郡日光町大字細尾25	同
小平コウ	日光市細尾町605	同
小平藤吾	上都賀郡日光町大字細尾28	同
神山常次郎	日光市細尾町5	同
星野仁	北海道札幌市北区新川一条5-497-2	同
佐藤長作	上都賀郡小来川村261	同
小平ミワ	日光市細尾町266	同
水品美保子	東京都八王子市台町2-14-11-7212	同
星野茂作	日光市清滝2丁目327	同
神山勝	同 細尾町100	同

栃木県告示第533号

平成22年3月19日付け農林水産省告示第475号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明のため通知ができなかったほか、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
手塚豊次	日光市北和泉4	日光市役所
小池経太郎	同 瀬川231-4	同

栃木県告示第534号

平成22年3月19日付け農林水産省告示第476号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明のため通知ができなかったほか、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
小杉良和	東京都大田区田園調布2-38-9	日光市役所

森歌子	兵庫県神戸市東灘区青木5-18-28	日光市役所
大川勝太郎	東京都渋谷区山下町7	同
齋藤雪絵	宇都宮市五代2-20-11-202	同
阿久津万次	日光市日光558	同
安野治平	同 同 529	同
伊藤恵子	大阪府豊中市末広町2-8	同
金子造酒吉	日光市日光671	同
神山助次郎	同 同 404	同
菅谷セイ子	宇都宮市駒生町596	同
早水愛子	東京都大田区中六郷1-21	同
村田新八	日光市日光4001	同
池谷ハル	同 同 581	同
徳岡昭子	東京都葛飾区立石町6-33-11	同
鈴木与吉	日光市日光1376	同
(株)公業貯金銀行	東京都文京区春木町3-11	同
大和健吉	同 墨田区向島2-1-1	同
北山和男	同 品川区戸越6-21-19	同
吉田徳次郎	日光市日光374	同
佐藤宗之助	同 同 394	同
小栗忠三郎	同 同 378	同
大川邦夫	東京都練馬区旭丘2-37-11	同
大川和也	千葉県市川市鬼高3-13-7	同
中路クニ	日光市日光383	同
田口源内	同 同 309	同
渡辺利市	同 清滝町2-266-1	同
野口卯吉	同 日光382	同
矢野宗吉	同 同 306	同
虎の門開発(株)	東京都港区新橋6-16-8	同
佐藤芳次郎	日光市日光507	同
山本貢	同 所野845	同
山本早苗	同 同 1080	同
山本福松	同 同 41	同
山本眞一	同 同	同
山縣清一	同 同 46	同
穴戸タカ	同 同 2708-1	同
神山徳松	同 日光	同
雪森長吉	同 所野59	同

大森捨吉	日光市所野55	日光市役所
渡辺俊平	東京都豊島区巢鴨1479	同
島敬二郎	茨城県那珂郡東海村大字村松2116-18	同
福田佐太郎	日光市所野63	同
北山源次	同 同 31	同
鈴木節子	同 日光2370	同
齋藤正夫	同 野口937-1	同
高田徳之助	同 御幸町675	同
原田隆吉	同 本町3-32	同
北山多郎	不明	同
高井和子	埼玉県さいたま市大宮区土呂町1-43-3	同
漆原羊子	宇都宮市御幸町96	同
藤沼つる子	日光市所野1141-2	同
谷田貝アサ	同 同 2708-1	同
北山武弘	同 同 844-1	同
福田邦男	同 同 706	同

栃木県告示第535号

平成22年3月29日付け農林水産省告示第516号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明のため通知ができなかったほか、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
斎藤利之	日光市小百2596	日光市役所
八木沢長吉	不明	同
石田信雄	東京都府中市多磨町2丁目15-2	同
今市産業（株）	日光市今市225	同
福田国三久	同 室瀬750	同
高橋弥次右衛門	同 今市37	同
手塚ツル	同 瀬尾147-3	同
福田長吉	同 木和田島12	同
福田峯一郎	同 同 13	同
福田豊吉	同 同 14	同
福田伸次郎	同 同 16	同
福田理三郎	同 同 18	同

福田源作	日光市木和田島 2	日光市役所
福田福吉	同 同 23	同
竹澤源十郎	同 同 24	同
齊藤伴次	同 同 26	同
竹澤藤吉	同 同 27	同
竹澤覚次	同 同 28	同
竹澤宇平	同 同 29	同
福田熊次郎	同 同 3	同
竹澤千代作	同 同 31	同
竹澤茂一	同 同 32	同
竹澤直次郎	同 同 33	同
齊藤平内	同 同 34	同
齊藤ハル	同 同 35	同
齊藤吉五郎	同 同 36	同
福田音三郎	同 同 40	同
福田栄三郎	同 同 42	同
本田金次郎	同 同 43	同
福田與一郎	同 同 44	同
福田万吉	同 同 45	同
福田菊太郎	同 同 46	同
福田金作	同 同 46	同
福田幸次郎	同 同 47	同
福田伊太郎	同 同 48	同
福田平次郎	同 同 6	同
福田光一郎	同 同 627	同
福田菊太郎	同 同 649- 1	同
福田三太郎	同 同 7	同
福田竹次郎	同 同 739	同
竹澤為四郎	同 同 776	同
福田イシ	同 同 812	同
福田健次郎	同 同 9	同
福田浅吉	同 同 93	同
赤松史夫	同 小百149	同
齊藤与曾治	同 瀬尾1861	同
八木澤留吉	同 同 2125	同
齊藤幸作	同 同 72	同
我妻林三郎	同 同 74	同

我妻藤作	日光市瀬尾77	日光市役所
八木沢与平	同 同 81	同
渡邊紳市	東京都中野区大和町3丁目5-6	同
手塚治三郎	日光市瀬尾2862-1	同
北山スエ	同 同 2873	同
北山一之	同 同 2873	同
我妻キチノ	同 同 74	同
手塚治三郎	同 同 85	同
サンワ林業(有)	塩谷郡塩谷町佐貫881	同
(株)森脇文庫	東京都中央区日本橋室町1丁目16	同
矢野為彦	鹿沼市千渡2328-3	同
矢野與市	河内郡上三川町大字上三川4789	同
湯澤敏孟	神奈川県横浜市港北区日吉1-15-12	鹿沼市役所
若林佐市	鹿沼市上粕尾740	同

栃木県告示第536号

平成22年3月31日付け農林水産省告示第528号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明のため通知ができなかったほか、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
比留間伊三吉	鹿沼市西沢町30	鹿沼市役所
牧島時一	同 入粟野315-2	同
大橋純子	下都賀郡壬生町大字安塚1168-70メゾンドピア201	同

(森林整備課)

栃木県告示第537号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
71000856	株式会社クオリティジャパン 代表取締役 石黒 克彦	ヘルパーステー ションゆず	栃木県大田原市佐良 土1392番	平成22年 10月1日	訪問介護

70301065	有限会社さくらの里 代表取締役 荒井 緑	土与デイサービスセンターなかまの家笑福	栃木県栃木市大平町 土与123番地4	平成22年 10月1日	通所介護
70801494	株式会社ほほえみ倶楽部 代表取締役 松岡 美代子	デイサービスほほえみ	栃木県小山市乙女三 丁目27番12号	平成22年 10月1日	通所介護
72501308	NPO法人1000ピース 理事長 小野塚 香	おひさまデイサービス	栃木県那須郡那須町 高久甲1648番地12	平成22年 10月1日	通所介護

栃木県告示第538号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
71000864	株式会社クオリティジャパン 代表取締役 石黒 克彦	ケアプランセンターひまわり	栃木県大田原市佐良 土1392番	平成22年 10月1日	居宅介護 支援

栃木県告示第539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
71000856	株式会社クオリティジャパン 代表取締役 石黒 克彦	ヘルパーステーションゆず	栃木県大田原市佐良 土1392番	平成22年 10月1日	介護予防 訪問介護
70301065	有限会社さくらの里 代表取締役 荒井 緑	土与デイサービスセンターなかまの家笑福	栃木県栃木市大平町 土与123番地4	平成22年 10月1日	介護予防 通所介護
70801494	株式会社ほほえみ倶楽部 代表取締役 松岡 美代子	デイサービスほほえみ	栃木県小山市乙女三 丁目27番12号	平成22年 10月1日	介護予防 通所介護
72501308	NPO法人1000ピース 理事長 小野塚 香	おひさまデイサービス	栃木県那須郡那須町 高久甲1648番地12	平成22年 10月1日	介護予防 通所介護

(高齢対策課)

栃木県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成22年10月15日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 矢板那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
29	前	那須塩原市金沢1139から 那須塩原市金沢1117まで	10.0～12.9	78.2	
	後	那須塩原市金沢1139から 那須塩原市金沢1117まで	11.8～22.7	78.2	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 黒磯棚倉線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
60	前	那須郡那須町大字伊王野字下平3053-1 から 那須郡那須町大字伊王野字羽黒3207-1 まで	8.0～17.4	360.5	
	後	那須郡那須町大字伊王野字下平3053-1 から 那須郡那須町大字伊王野字羽黒3207-1 まで	10.5～25.4	360.5	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 西那須野下石上線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
306	前	大田原市下石上1777-7から 大田原市下石上1116-10まで	4.5～7.8	484.6	
	後	大田原市下石上1777-7から 大田原市下石上1116-10まで	7.9～9.0	484.6	

栃木県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成22年10月15日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
306	一 般 県 道 西那須野下石上線	大田原市下石上1777-7 から 大田原市下石上1084-1 まで	平成22年10月15日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退任年月日	就任年月日
小 山 市 美 田 東 部 土 地 改 良 区	理 事	長 政勝		小山市大字小宅204-1	22.9.9	
	〃	三村 保男		〃 大字渋井80	〃	
	〃	岸 靖国		〃 大字上石塚781	〃	
	〃	岸 良雄		〃 大字下石塚197	〃	
	〃	小林 久治		〃 大字萩島459	〃	
	〃	館野 徳造	館野 徳造	〃 大字黒本454-2	〃	22.9.10
	〃	内堀 雅司	内堀 雅司	〃 大字島田1195	〃	〃
	〃	植野 洋生	植野 洋生	〃 大字立木402-1	〃	〃
	〃	藤沼 光一	藤沼 光一	〃 大字大行寺633	〃	〃
	〃		佐藤 進	〃 大字小宅1313		〃
	〃		小森 一夫	〃 大字荒川154		〃
	〃		田村 廣行	〃 大字上石塚795		〃
	〃		町田 邦昭	〃 大字下石塚248		〃
	〃		小島 孝夫	〃 大字萩島461		〃
	監 事	伊藤 周作		〃 大字立木404-1	22.9.9	
	〃	中嶋 信孝		〃 大字上石塚448-1	〃	
	〃	高瀬 幾夫	高瀬 幾夫	〃 大字黒本283	〃	22.9.10
	〃		石渡懐二三	〃 大字立木385		〃
	〃		速水 正	〃 大字大行寺273		〃

(農地整備課)

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業地域
下都賀郡岩舟町
- 3 作業期間
平成22年11月12日から平成23年3月25日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
真岡市寺内字篠山原760番167	真岡市田町1755番地1 県営田町住宅3号棟14号	池 田 育 絵
真岡市京泉字西谷1323番3、1324番2、1325番2	真岡市荒町2丁目14番地8 ファミールコートD102号	橋 本 崇 志
真岡市飯貝字森小塚821番5	真岡市長田1丁目3番地10 アバンサールA棟101号	大 関 秀 幸
下野市川中子字中道3114番4	下野市駅東4丁目16番37号 メゾン石塚101	得 能 明 子
下都賀郡岩舟町大字静字新田2099番7	下都賀郡岩舟町大字下津原259番地86 メゾンエクセルD105	川原井 武 己
下都賀郡岩舟町大字小野寺字足洗4598番1	栃木市境町30番27号	八木沢 榮 二
下野市下長田字西原311番10	下野市文教3丁目2番地14 倉井マンション1-C	梅 山 健
那須塩原市一区町320番77、320番94 (開発行為に関する工事) 那須塩原市一区町320番94地先	矢板市中438番地9	株式会社緑新
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美232番1、232番15、232番28、232番32	下都賀郡壬生町大字壬生丁232番地19	有限会社あゆむ

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年10月15日

栃木県立岡本台病院長 堀 彰

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 マロニエ21ネット用パソコン 14台

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成22年12月1日
- (4) 納入場所 栃木県宇都宮市下岡本町2162 栃木県立岡本台病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「A事務用機器、紙、文具類」小分類「2オフィスオートメーション機器」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成22年11月1日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本店、支店、営業所又は代理店を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町2162
栃木県立岡本台病院総務課 電話 028-673-2211
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年11月1日午後1時30分 栃木県立岡本台病院管理診療棟2階講堂
- (3) その他
ア 入札説明書の交付期間 平成22年10月18日から同月25日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
イ 入札説明書の交付場所 (1)の場所において交付する。
ウ 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
エ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(医事厚生課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2205号	681	下から22	一般県道	主要地方道